

6 北 振 第 232 号  
令 和 6 年 4 月 16 日

福島県知事 殿

東北農政局長

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準の運用について

このことについて、令和6年3月29日付け5農振第3071号をもって、農林水産省農村振興局長から別紙のとおり通知があったので御了知願います。

5 農振第 3071 号  
令和 6 年 3 月 29 日

東北農政局長 殿

農村振興局長

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準の運用について

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 農振第 3061 号農林水産事務次官依命通知）が制定されたことに伴い、土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準の運用について別添のとおり定めたので、土地改良事業の実施に当たっては遺漏のないようにされたい。

これに伴い、土地改良事業計画設計基準・計画「農道」の運用について（平成 13 年 8 月 29 日付け 13 農振第 898 号農村振興局長通知）は廃止する。

なお、貴局管内の各県知事には、貴職からこの旨通知されたい。



土地改良事業計画設計基準  
計画「農道」  
基準の運用

## 第1章 総論

### 1.1 基準の運用の目的

農道整備に係る土地改良事業計画（以下「事業計画」という。）は、土地改良事業計画設計基準・計画「農道」（以下「基準」という。）とこの基準の運用により作成するものとする。

この基準の運用は、調査・計画作業の手順、事業計画作成の考え方及び適用すべき技術的基礎諸元の基本的事項を定めたものであり、この基準の運用の適用に当たっては、自然的・社会経済的諸条件の異なる個々の事業計画を画一的に拘束するものではなく、地域の実情や技術の進展等に応じて創造的に対処することが必要である。

また、基準と関連するその他の土地改良事業計画設計基準については、相互に組み合わせて適用するものとする。

なお、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて建設される農道は道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けないが、その機能や路線配置によっては、道路構造令（昭和45年政令第320号）に準拠する。

### 1.2 農道整備の目的と意義

#### 1 農道の機能と分類

農道は、農業用資材の搬入、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設への集荷、あるいはそれらの施設から市場・消費地への輸送、ほ場への通作、農産物の収穫、防除作業、農村地域の生活道路等の機能を有しており、その主たる機能や路線配置によって基幹的農道とほ場内農道に分類する。

#### 2 基幹的農道及びほ場内農道

##### (1) 基幹的農道

基幹的農道は、農業生産活動、農産物流通等の農業用の利用を主体とし、併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道であり、農村地域の基幹的な農道をいう。

##### (2) ほ場内農道

ほ場内農道は、ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物の搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道をいう。

さらに、ほ場内農道を次のように分類する。

##### ア 幹線農道

幹線農道は、集落とほ場区域、ほ場区域相互間、一般道路や基幹的農道とほ場区域、ほ場区域と生産・加工・流通施設等をそれぞれ結ぶ主要な農道をいう。

##### イ 支線農道

支線農道は、幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道をいう。

##### ウ 耕作道

耕作道は、耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道をいう。

### 1.3 事業計画作成の基本

総合的な観点から事業計画の検討を行うための基本となる留意事項を以下に示す。

- ① 農道の利用形態の特殊性
- ② 事業計画の経済性
- ③ 維持管理の体制、費用等
- ④ 農村地域の社会生活環境の改善
- ⑤ 生態系、景観等の周辺環境との調和への配慮

## 第2章 調 査

### 2.1 調査の基本と手順

調査の範囲は、計画対象地域（以下「地区」という。）とし、調査段階に応じて概査と精査に区分する。

概査は、農道整備に対する要望に対し、農道整備の必要性の判断を行うための現況把握等の予備的な調査をいう。

精査は、事業計画の作成に必要となるデータの収集・分析を、その目的を明確にした上で行う詳細な調査をいう。

### 2.2 概 査

概査は、農道の機能に応じて明らかにすべき事項を考慮の上、既存資料の収集又は聞き取りにより、以下に示す調査を行う。

- ① 気象、水文、地形、地質及び土質の概要を把握するため、気象月報、流量年表、地形図、地質図及び土地分類図の収集等を行う。
- ② 土地利用の概況を把握するため、土地利用計画図の収集等を行う。
- ③ 営農状況、農業施設、主要農産物の生産流通等の概況を把握するため、既存資料の収集等を行う。
- ④ 関連事業の有無を把握するため、都道府県及び市町村の開発構想及び地域計画に関する既存資料の収集等を行う。
- ⑤ 地区の人口、産業及び道路の概況を把握するため、関係する市町村勢要覧の収集等を行う。
- ⑥ 生態系、景観等の周辺環境の概況を把握するため、周辺環境に関する既存文献の収集等を行う。
- ⑦ 関係農家等の意向を把握するため、営農状況、生活環境等に関する聞き取り調査等を行う。

### 2.3 精 査

精査の調査内容を以下に示す。

#### 1 受益地調査

受益地の範囲及び面積の設定に必要な基礎資料を得るため、地形図を作成するとともに土地利用別面積、土地条件別面積等を調査する。

#### 2 気象・水文調査

地区の自然条件の把握、横断面計画等の作成に必要な基礎資料を得るため、気象及び水文を調査する。

### **3 地形・地質・土質調査**

路線配置計画等の作成に必要な基礎資料を得るため、地区及びその周辺の地形、地質及び土質を調査する。

### **4 土地利用現況調査**

土地利用計画の作成に必要な基礎資料を得るため、地区の現況土地利用、今後の開発予定地、土地利用規制区域等を調査する。

### **5 農業調査**

営農計画の作成に必要な基礎資料を得るとともに農業の現状及び動向を明らかにするため、農業経営、営農状況、農業施設等を調査する。

### **6 関連事業等調査**

事業計画と関連する他事業の実施主体との協議及び調整に必要な基礎資料を得るため、地区及びその周辺において、実施済み、実施中又は計画中の他事業の内容を調査する。

### **7 人口・産業・道路調査**

路線配置計画の作成及び計画交通量の算定に必要な基礎資料を得るため、地区の人口及び産業の動向並びに主要既存道路の位置、構造等を調査する。

### **8 交通量調査**

計画交通量の算定に必要な基礎資料を得るため、主要既存道路の交通量を調査する。

### **9 交通安全調査**

交通安全を考慮した路線配置計画等の作成に必要な基礎資料を得るため、交差点等の立地条件を調査する。

### **10 周辺環境調査**

周辺環境との調和に配慮した事業計画の作成に必要な基礎資料を得るため、生態系、景観等の周辺環境を調査する。

### **11 関係農家等の意向調査**

農道の利用形態の特殊性を考慮した事業計画の作成に必要な基礎資料を得るため、聞き取り等により関係農家等の意向を調査する。

なお、土地利用型の農業経営体への農地集積が進展している地域では、地域住民の構成が、地域の農地利用の大部分を担う少数の大規模農業経営体、多数の小規模農業経営体及び非農業者となっている場合がある。このような場合、特に、将来の地域農業及びそれに基づく農道利用に大きな影響を持つ大規模農業経営体の意向を把握することが重要であり、今後農地集積の計画がある地域においても同様である。

## 第3章 計 画

### 3.1 基本構想の作成

基本構想で定める一般的な計画事項の内容を以下に示す。

- ① 地区における農産物毎の作付面積、生産量、生産資材、副産物量、商品化量等を把握するための営農・土地利用計画を概定する。
- ② 地形等の自然条件、農産物等の流通体系、農業施設の配置、周辺環境等を考慮の上、路線配置計画を概定する。
- ③ 農業生産量、農産物等の流通体系、人口・産業の動向等を考慮の上、計画交通量を概定する。
- ④ 地域の農業構造や営農形態の実情、今後の見通しを踏まえ、スマート農業の導入に向けた農業機械の大型化等への対応を検討する。
- ⑤ 既存の橋梁においては、地域の人口減少等による保全管理の負担増加を考慮し、既存の橋梁の集約や撤去を検討する。

### 3.2 事業計画作成の手順

事業計画作成の手順は、基本構想で定めた骨格となる計画事項から順次細部のものへと進める。

各計画事項の決定段階においては、いくつかの比較案について検討を加え、必要に応じてフィードバックして妥当な事業計画となるようにする。また、農道の機能に応じて都道府県、市町村、土地改良区、関係農家等との連絡調整を行い、事業計画にそれらの意向が十分反映されるよう配慮する。

### 3.3 一般計画

#### 3.3.1 一般計画の作成

一般計画の作成に当たっては、事業計画を構成する各計画事項が相互に関連していることに留意し、地区の将来予測を反映させるとともに各計画の妥当性について十分に検討を行い、効率的かつ効果的な計画作成に努めるものとする。

#### 3.3.2 地区の設定

地区の設定は、次の事項について総合的に検討する。

- ① 地形及び地物（山地、河川、道路、鉄道等）の条件
- ② 市町村界及び字界又は土地改良区、農協等の農業団体組織の範囲
- ③ ほ場、用排水系統、道路、河川等の整備状況及び整備計画
- ④ 営農形態、農業施設の位置・規模、市場、現況流通経路等の農業立地条件
- ⑤ 関係地域住民の社会生活活動の行動範囲
- ⑥ 関係農家等の意向
- ⑦ 農業振興地域整備計画、広域営農団地整備計画、都市計画等の整備構想及び土地利用規制

#### 3.3.3 営農・土地利用計画

営農・土地利用計画は、路線配置計画及び計画交通量の作成の基礎をなすものであり



関係農家等の意向を考慮の上、地区の設定等の関連する計画と一体的に作成する。

### 3.3.4 路線配置計画

路線配置計画の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

- ① 集落からほ場への通作の利便性、農産物輸送の効率性等の農業生産活動の利便性が確保できるよう考慮する。
- ② 加工、集出荷施設等の農業施設の配置状況を踏まえ、その施設の効率的利用が図られるよう考慮する。
- ③ 国道、都道府県道等との接続は、安全かつ円滑な交通が確保できるよう考慮する。
- ④ 道路現況を踏まえ、既設道路と当該農道の機能が重複しないよう考慮する。
- ⑤ 基幹的農道とほ場内農道の有機的な連絡を考慮する。
- ⑥ ほ場内農道は、営農及びほ場の区画形状に応じて経済的な配置となるよう考慮する。
- ⑦ 集落の位置及び生活活動範囲を踏まえ、農村地域の社会生活環境の改善が図られるよう考慮する。
- ⑧ 地形、地質等の自然条件に応じて災害等の危険箇所を回避するなど安全性及び経済性の検討を十分に行う。
- ⑨ 生態系、景観等の周辺環境との調和に配慮する。

### 3.3.5 計画交通量

計画農業交通量は、営農・土地利用計画に基づき、農産物等の輸送に係るものと関係農家等の営農に係るものに分けて算定する。

計画一般交通量は、交通量調査結果に基づき、地区の人口・産業等の動向を考慮の上、算定する。

なお、アスファルト舗装及びコンクリート舗装の舗装厚の設計に用いる計画交通量は、計画交通量のうち、大型車の交通量を対象として取り扱う。

### 3.3.6 設計速度

設計速度は、計画交通量、車道幅員及び歩道等の有無を考慮の上、当該農道の機能の発揮に支障がなく、かつ安全な利用が図られるよう 50km/h、40km/h 又は 30km/h のいずれかの値で決定する。ただし、地形条件、その他の理由によりやむを得ない場合には 20km/h とすることができる。

### 3.3.7 横断面計画

#### 1 幅員構成

##### (1) 基本的な考え方

農道は、車道と路肩の組合せが基本的な幅員構成となっており、必要のある場合に歩道、自転車道、自転車歩行者道、待避所及び駐車帯を設置する。

##### (2) 車道

車道は、車両の通行を目的とした部分であり、車線から構成され、車道幅員は、農道の機能に応じて計画交通量による方法又は計画交通機種による方法により決定する。

### (3) 路肩

路肩は、農道の主要構造部を保護する機能を持ち、その幅員は、車道幅員、設置場所、歩道等の有無及び積雪地域における除雪を考慮の上、決定する。

なお、駐車帯を設ける区間には路肩を設けないこととする。

### (4) 歩道、自転車道及び自転車歩行者道

歩道、自転車道及び自転車歩行者道は、歩行者及び自転車の安全な通行空間を提供し、併せて自動車交通の安全性と円滑性を高めるものであり、歩行者及び自転車と自動車の交通を分離する必要がある場合に設置する。

### (5) 待避所

待避所は、1車線の農道において車両の安全かつ円滑な通行を確保するためのものであり、農道の機能、計画交通量、地形条件等を考慮の上、必要のある場合に設置する。

### (6) 駐車帯

駐車帯は、農道において農業利用車両等の駐停車の需要の多い区間で、車両の安全かつ円滑な通行を確保するためのものであり、農道の機能、計画交通量、地形条件、地区の営農形態等を考慮の上、必要のある場合に設置する。

## 2 横断勾配

車道、車道に接続する路肩、歩道等には、農道の機能及び舗装工種に応じて路面上の排水に必要となる横断勾配を設ける。

## 3 建築限界

農道上で、車両、歩行者等の交通の安全を確保するため、一定の幅と高さで示される建築限界の範囲内には、障害となるようなものを設けてはならない。

### 3.3.8 線形計画

#### 1 基本的な考え方

線形計画は、交通車両の走行性及び安全性が確保できるよう設計速度に応じて平面線形及び縦断線形を決定するものとし、以下の事項について十分に検討を行う必要がある。

- ① 地形及び土地利用との調和
- ② 線形の連続性
- ③ 平面線形、縦断線形及び横断構成との調和
- ④ 視距の確保

- ⑤ 施工性の検討
- ⑥ 建設費、維持管理費等の経済性からの検討
- ⑦ 交通の安全性と円滑性及び快適性
- ⑧ 地質、地形、地物等の制約条件

## 2 線形の構成要素

線形計画の作成に当たっては、平面線形及び縦断線形を構成する以下の要素について決定する。

### (1) 平面線形の構成

- ① 曲線半径
- ② 曲線長
- ③ 曲線部の拡幅
- ④ 緩和区間
- ⑤ 片勾配
- ⑥ 片勾配、拡幅等のすりつけ
- ⑦ 視距

### (2) 縦断線形の構成

- ① 縦断勾配
- ② 縦断曲線
- ③ 合成勾配

## 3 交差

交差点の構造は、計画交通量及び計画交通機種を考慮の上、安全かつ円滑な交通が確保できるよう交通制御と交通方法を想定して決定する。

## 4 路面高

路面高は、線形、土工、農道の機能、用地等を考慮の上、決定する。

### 3.4 主要工事計画

#### 3.4.1 主要工事計画の作成

農道の構造は、路体及び路床の支持力等の検討並びに舗装工種及び構造の検討と併せて、必要に応じて法面保護工及び排水工の検討を行う。

主要構造物は、路線配置計画及び線形計画との関連性を考慮の上、橋梁、トンネル等の位置、構造等の検討を行う。

附帯構造物は、当該農道の立地条件及び機能に応じて各附帯施設の必要性、構造等の検討を行う。

#### 3.4.2 農道の構造

##### 1 路体

路体は、盛土における路床以外の部分をいい、路床、舗装等の上部を支持するもので

あるから、すべり破壊、異常な沈下、変形等が生じないように支持力及び安定性について十分に検討を行う。

## 2 路 床

路床は、舗装及び路面上の荷重を支持するものであるから、支持力について十分に検討を行う。

なお、十分な支持力が得られない場合は、路床の改良を検討する。

## 3 舗 装

舗装の目的は、構造上は路面に加えられた荷重を安全に路床に分散、伝達することであり、利用上、一般道路が路面を平滑にして自動車交通の走行性、快適性の確保を目的としているのに対し、農道においてはそれ以外に農産物輸送時の荷傷み防止、砂塵・飛散砂利による農産物・農地・農業施設等への被害防止等、営農阻害の原因を除去する目的も大きい。

このため、舗装工種の選定は、農道の機能、利用形態、地形条件等を勘案し、交通の安全性、快適性、経済性、施工性及び維持管理を検討し、舗装工種の特性を考慮の上、決定する。

## 4 法面の安定と法面保護工

切土及び盛土部分の法面の勾配は、法面の安定が確保されるよう設定する。

なお、法面のすべり破壊、表層崩壊及び侵食に対する安定性を確保するため、必要のある場合に法面保護工等を設けることを検討する。

## 5 排水工

農道の構築材料への水の浸入による強度低下と路面のたん水を防ぐため、表面排水、地下排水及び法面排水について十分な検討を行い、農道の機能低下を招くことのないよう必要のある場合に排水施設を設置する。

なお、寒冷地域においては、必要のある場合に路床及び路盤の凍結融解作用に対する凍上防止対策を行う。

また、雨水が道路にたまりやすい造形成態となる場合は、道路に集水機能をもたせた水路兼用農道を設けることができる。この場合の舗装構造は一般の農道に準じたものとするが、排水路としての利用を考慮の上、特に安全対策に留意する。

### 3.4.3 主要構造物

#### 1 橋 梁

橋梁の設計に当たっては、架橋予定地付近の地形、地質、河川、排水路、周辺の構造物、それらに基づく重要度等を十分把握し、自然環境への影響に配慮しつつ、適切な架橋位置、線形及び構造を決定しなければならない。

#### 2 トンネル

トンネルの設計に当たっては、地形、地質、環境条件等の調査結果と施工実績に基づ

き、安全性及び経済性を十分考慮の上、路線配置、線形、支保工、覆工等を決定する。

### **3 踏切**

農道が鉄道と交差する場合、その交差部の構造は、両者の輸送機能及び交通の安全が十分保たれるよう決定する。

#### **3.4.4 附帯構造物**

##### **1 暗渠（カルバート）**

農道用地内外において、降雨や融雪等により生じた表面排水を安全に流下させるため、農道を横断する暗渠（カルバート）を設置する。

##### **2 緑地帯**

農道において、交通の安全と快適性を高めるとともに、周辺環境との調和に配慮し、社会生活環境の改善等に資するよう必要に応じて緑地帯を設けることを検討する。

##### **3 防雪施設等**

農道において、なだれ、飛雪及び積雪により交通の確保が困難となるおそれのある箇所には、農道の利用状況等を考慮の上、防雪施設等を設置する。

##### **4 交通安全施設**

農道には、車両、歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するため、必要のある場合に防護柵、照明施設、視線誘導標、道路反射鏡、立体横断施設等の交通安全施設を設ける。

##### **5 交通管理施設**

農道には、車両、歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するため、農道の機能が十分発揮できるよう設置場所、管理方法等について十分な検討を行い、必要のある場合に道路標識、マーキング、交通信号機等の交通管理施設を設ける。

なお、交通管理施設には、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の所管のものもあり、事前に十分な協議を行う。

#### **3.5 事業計画の評価**

事業計画の評価は、別に定める「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日付18農振第1596号農村振興局長通知）に基づき行う。

#### **3.6 維持管理**

##### **1 管理の基本**

農道整備の事業主体又は事業完了後においてはその管理者は、農道の造成及び管理の状況を把握し、農道整備の目的に立脚した適正な農道の管理及び改良を図るため、農道台帳を整備するとともに、関係農家等の意向が十分反映されるよう適切な管理体制の確

立に努める。

## **2 管理の内容**

農道の管理の内容は、交通規制と維持管理に分けられる。

交通規制は、農道の利用形態の特殊性を考慮の上、重量制限、速度制限、進入規制等について関係機関との協議により定める。

なお、一般交通が見込まれる農道の交通規制には、公安委員会の所管のものもあり、事前に十分な協議を行う。

維持管理は、農道の機能を保持し安全で円滑な交通を確保するため、必要に応じて維持管理に関する規程を定め、路面状況、排水状況、気象条件、交通状況等に応じて点検、維持補修等を行う。

## **3 保全管理**

農道の保全管理においては、農道の機能、社会的影響及びリスクに留意した上で、適正な管理体制と計画に基づいた保守点検、健全性の診断調査を行い、施設機能の保全管理に努めなければならない。